

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上郡町長 梅田修作

市町村名 (市町村コード)	上郡町 (28481)
地域名 (地域内農業集落名)	與井新地区 (與井新)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 11月 25日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ① 基盤整備ができておらず、面積狭少な農地があり、担い手農家から農道の付け替えや畦畔除去などの要望がでている。
- ② 町外からの入り作が見られるため、農地利用の全体が把握できていない。
- ③ 自宅付近の農地を家事消費の野菜を栽培している農家が多い。
- ④ 小規模な経営体が多数存在している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ① 水稻・黒大豆を主要作物としつつ、環境に配慮して減農薬、減肥料を進める。併せて団地化の形成、収益の改善も図る。また、新規作物の導入について町、県、JAと連携して取り組む。
- ② 地域の維持、活性化の観点から、区域内で就農を希望する者があれば、地域全体で応援する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	18.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ① 今後の地域農業の中心となる経営体として、認定農業者等の担い手である吉田氏、大前氏、大前氏、橋本氏、大前中西氏及び受託農家である伊藤原田氏に対し、意向の把握を実施した結果より、効率的な営農を実施するために、リタイアする農地から順に、集積・集約化し担い手に預けることとする。
- ② 水稻農家である橋本氏、橋本氏(露地野菜を含む)、橋本氏に加え、露地野菜農家でもある大前氏、中前氏、中前氏、中前氏を中心経営体に位置付けることとする。
- ③ 入り作の大型農家である天野氏が撤退されたので、引き受け手の入り作農家である天野氏にもこの地域計画に協力してもらうため、説明を行い協力をしてもらうことにした。
- ④ 10年後も自ら管理する意向がある農業者が2軒しかなく、その他は集約化する意向があるため、地域内で合意を図り、集約化を進めることとする。
- ⑤ 土地利用型を経営の中心として、地域内の農地の集積と集約を協力して進め、効率的な農業経営に努めるとともに、水田として活用が困難な農地は畑地化し施設野菜などを中心に利用を促進する。
- ⑥ 地域内の農業者は水路・農道等農業の基盤となる施設の維持管理を多面的機能支払交付金を活用し、中心経営体と共同で行う。
- ⑦ 農地集積については、必要に応じ農地中間管理事業を活用する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
今後、自己管理している農地についても、経営転換やリタイアに際し、中心経営体に集積を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
① 中心経営体への将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、必要に応じて農地を農地中間管理機構へ貸し付けていく。 ② 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保安全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業の生産に必要な不可欠な水路等の老朽化が起きている。多面的機能支払交付金などを活用し、地域で適切な維持・管理に取り組む。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
区域内では7名の認定農業者と2名の受託農業者が区域の農地の30%を耕作しているが、今後、区域内で就農の意向のある者がある場合は、担い手と協議しつつ町、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、一部認定農家でドローン等スマート機械を活用した作業低減を実施している。将来的には、JA協力により地域でのこの活動を広めて作業低減をめざす。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① 河川などから集落への鳥獣の侵入が見られるようになったため、電柵等の設置により被害の軽減に取り組む。
 ② 収益性の向上を図るためにも減農薬、減化学肥料を集落一体となって取り組む。
 ⑦ 担い手、非農家と連携し、地域ぐるみの農道・用排水路等の維持管理を行い、定期的な保全活動を行う。